

## 泌尿器・生殖器部会（第5回）の論点

## 第Ⅰ 現行の規定の趣旨と生殖器の障害の序列等

## 1 第7級の13の規定の趣旨等

現行省令は、両側のこう丸を失った場合、直接的に労働能力に多大の影響を与えるとまでは言えないものの、生殖の機能は生物である人にとっては重要な機能であるので、生殖機能の完全そう失ということに着目して7級程度の障害に当たるとしていると考えてよいか。

また、上記の考え方は合理的と考えてよいか。

## 2 各等級の趣旨

以下のとおりの趣旨と考えてよいか。また、その趣旨に従って、検討することとしてよいか。

## (1) 第7級

生殖機能を完全に喪失したもの

## (2) 第9級

生殖機能は残存しているものの、通常の性交によっては生殖できないもの

## (3) 第11級

通常の性交により生殖できるものの、生殖の機能に一定以上の障害を残しているもの

## 第Ⅱ 生殖の機能の完全喪失

## 1 両側の卵巣の亡失

第7級の13を準用して認定することが適当と考えてよいか。

## 2 無精子症

以下のいずれの要件も満たす「常態として精液中に精子が存在しないもの」は、第7級の13を準用して認定することが適当と考えてよいか。

① 外傷により精巣に損傷を残したことが医師により明らかに認められること

② 染色体異常等精子の形成異常に関する他の原因が認められないこと

## 第Ⅲ 生殖の機能の著しい障害

## 1 勃起障害

## (1) 認定の対象

勃起障害は、大別すると器質性と心因性に分かれるが、器質性の勃起障害が業務上の傷病により生じている場合に限り、生殖器の障害として障害補償の対象とするとしてよいか。

(2) 器質性の勃起障害であることの要件

夜間睡眠時に勃起が認められないことがリジスキャンによる夜間陰茎勃起検査結果で認められることを要件としてよいか。

簡易夜間陰茎勃起検査については、再現性等に問題があるため、採用し得ないと考えるべきか。

(3) 業務上の傷病によることの要件

業務上の傷病によるという要件は、以下の3つの要件のいずれも満たすものとしてよいか。

ア 業務上の傷病により支配神経の損傷等勃起障害の原因となり得る所見を残したことが医師により明らかに認められること

イ 勃起障害の原因となり得る所見に対応する異常が次に掲げる検査のいずれかにより明らかに認められること

① 神経系検査は、会陰部の知覚、肛門括約筋のトーンス・自律収縮及び肛門反射に係る検査に加え、球海綿反射筋反射潜時

② 血管系検査は、プロスタグランジン E1 注射による各種検査

③ 内分泌検査は、テストロン又はプロラクチンに係る検査

ウ 糖尿病等勃起障害の原因となる他の原因が認められないこと

(4) 障害等級

第9級の12として認定することは適当か。

2 射精障害

(1) 認定の対象

勃起障害と同様に器質性の勃起障害が業務上の傷病により生じている場合に限り、生殖器の障害として障害補償の対象とするとしてよいか。

(2) 射精の有無と努力依存性

射精は、努力依存性が高いことから、医学的に射精障害の存在を明確に立証できる場合に限り障害として評価するとすることは適当か。

(3) 勃起障害を独自に評価する必要性の有無

勃起と射精は、異なるメカニズムにより生じるものであり、いずれか単独でも生じることから、射精障害を勃起障害とは別個に評価することが適当である。

(4) 業務上の傷病による射精障害の要件

業務上の傷病によるという要件は、以下の3つの要件のいずれも満たすものとしてよいか。

- ア 人工的な刺激にもかかわらず、精液の排出が認められないか、膀胱内に精子があることが医師により明らかに認められること
- イ 業務上の傷病により尿道若しくは射精管の閉塞、下腹神経の亡失、膀胱頸部の亡失又は脊髄損傷等射精障害の原因と高度の蓋然性をもって判断される所見を残したことが医師により明らかに認められること
- ウ 糖尿病等勃起障害の原因となる他の原因が認められないこと

(5) 障害等級

以下のとおりとするのが適当か。

勃起障害と同様に第9級の12として評価する。

なお、勃起障害と射精障害の双方が認められる場合には、両者を併合の方法を用いて準用第8級とする。